

資料編

資料編 1	特別支援教育体制の整備について・・・・・・・・・・	1
資料編 2	特別な教育的ニーズのある児童生徒について・・・・・・・・	2
資料編 3	通級指導教室関係について・・・・・・・・・・	4
資料編 4	特別支援学級関係について・・・・・・・・・・	5
資料編 5	教職員研修について・・・・・・・・・・	10
資料編 6	特別支援教育に関する用語の解説・・・・・・・・・・	11
資料編 7	中央教育審議会報告・文部科学省通知等について・・・・	14

資料編 1 . . . 特別支援教育体制の整備について . . .

◆ 小・中学校におけるLD、ADHD・高機能自閉症等のある児童生徒への教育支援体制整備状況調査
(宇都宮市、栃木県、全国の状況)

(平成18年10月 調査実施)

<小学校>

(%)

	1)校内委員会の設置			2)実態把握の実施			3)特別支援教育コーディネーターの指名				
	設置済	予定	合計	設置済	予定	合計	設置済	予定	合計		
宇都宮市	100.0		100.0	94.9	5.1	100.0	100.0		100.0		
栃木県	99.0	0.7	99.8	92.4	4.8	97.1	100.0		100.0		
全国	96.3	1.5	97.7	86.8	6.5	93.3	93.3	2.8	96.1		
4)個別の指導計画の作成	5)個別の教育支援計画の作成			6)巡回相談員の活用			7)専門家チームの活用				
81.8	14.5	96.3	35.6	11.1	46.7	74.6	1.2	74.8	64.4	1.2	65.6
79.0	8.4	87.4	10.3	9.8	20.0	72.1	1.9	74.0	34.8	1.4	36.3
42.3	20.0	62.3	20.9	20.4	41.3	66.0	6.6	72.6	33.4	5.9	39.3

<中学校>

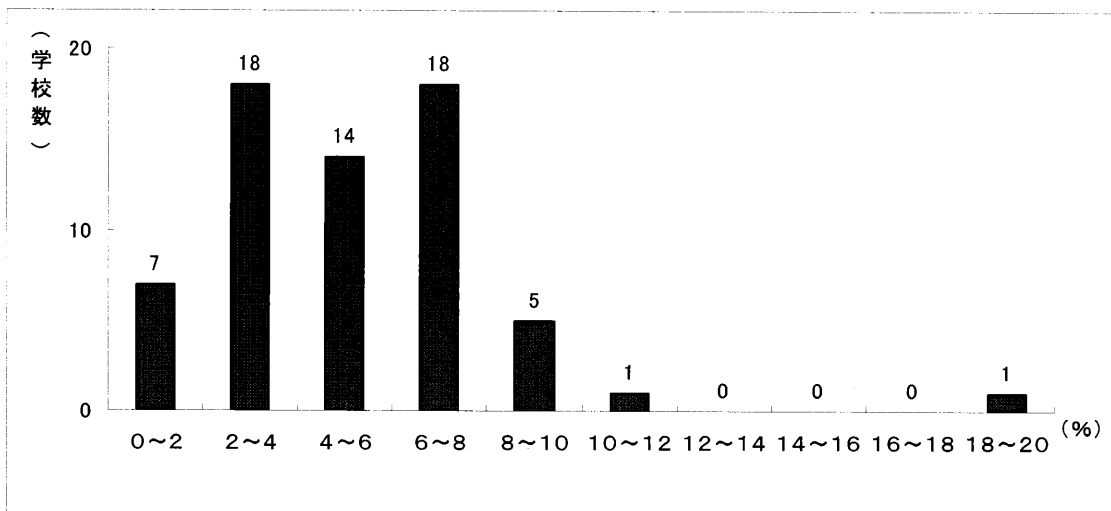
(%)

	1)校内委員会の設置			2)実態把握の実施			3)特別支援教育コーディネーターの指名				
	設置済	予定	合計	設置済	予定	合計	設置済	予定	合計		
宇都宮市	100.0		100.0	71.4	19.0	90.4	100.0		100.0		
栃木県	98.8	0.6	99.4	82.9	9.4	92.4	99.4		99.4		
全国	94.7	2.2	96.9	76.5	11.0	87.6	90.9	3.9	94.8		
4)個別の指導計画の作成	5)個別の教育支援計画の作成			6)巡回相談員の活用			7)専門家チームの活用				
72.2	22.2	94.4	53.3	20.0	73.3	38.1	4.8	42.9	33.3		33.3
61.2	15.9	77.1	13.5	11.2	24.7	48.8	1.8	50.6	29.4	2.4	31.8
30.2	19.0	49.1	17.6	18.1	35.7	49.8	7.8	57.6	25.1	6.1	31.2

◆ 宇都宮市立小・中学校における特別な教育的ニーズのある児童生徒に関する調査

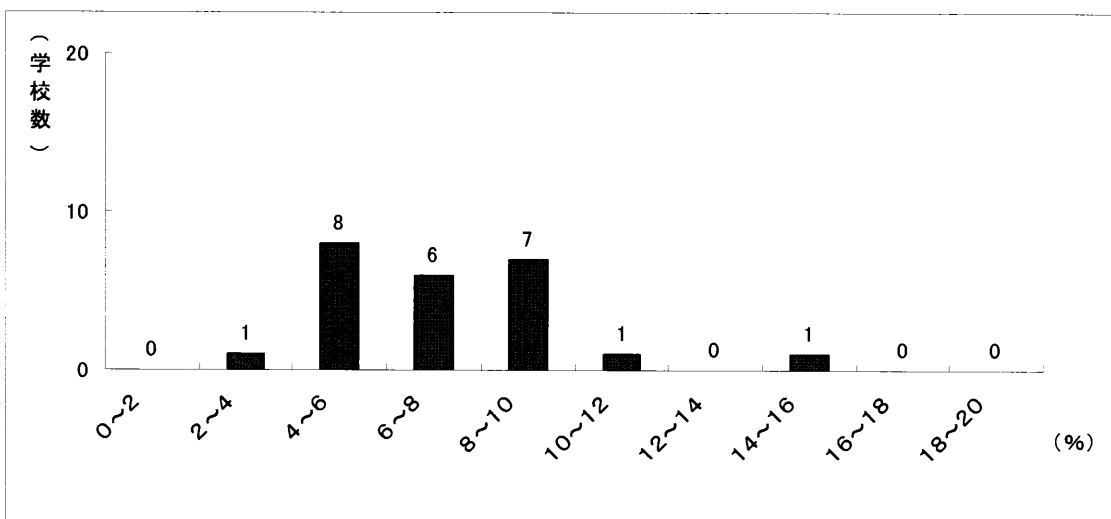
(平成18年10月 調査実施)

【特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合 小学校】



<小学校の平均 5.1%>

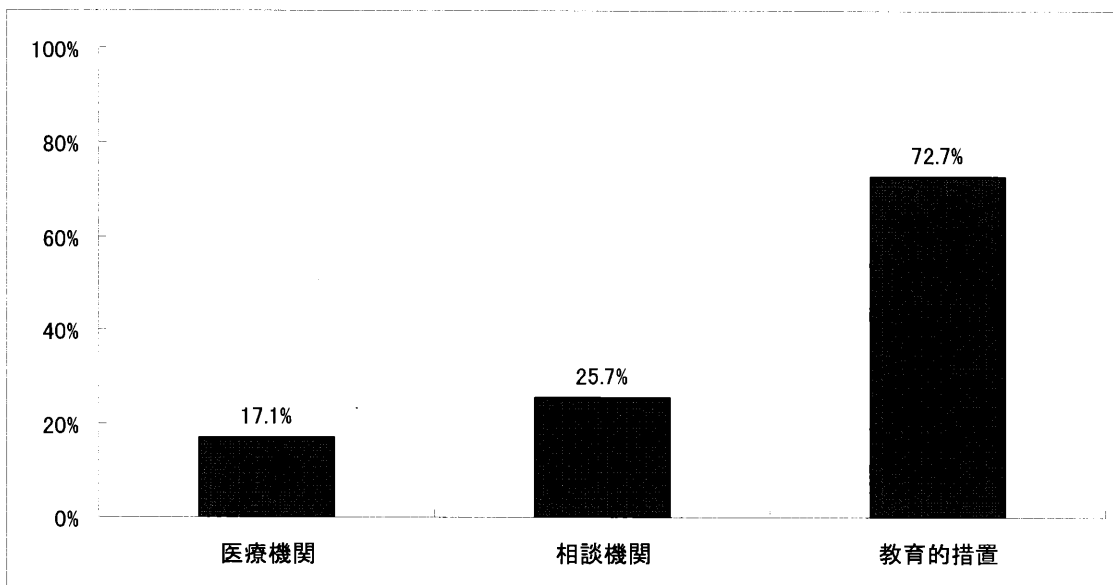
【特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合 中学校】



<中学校の平均 7.3%>

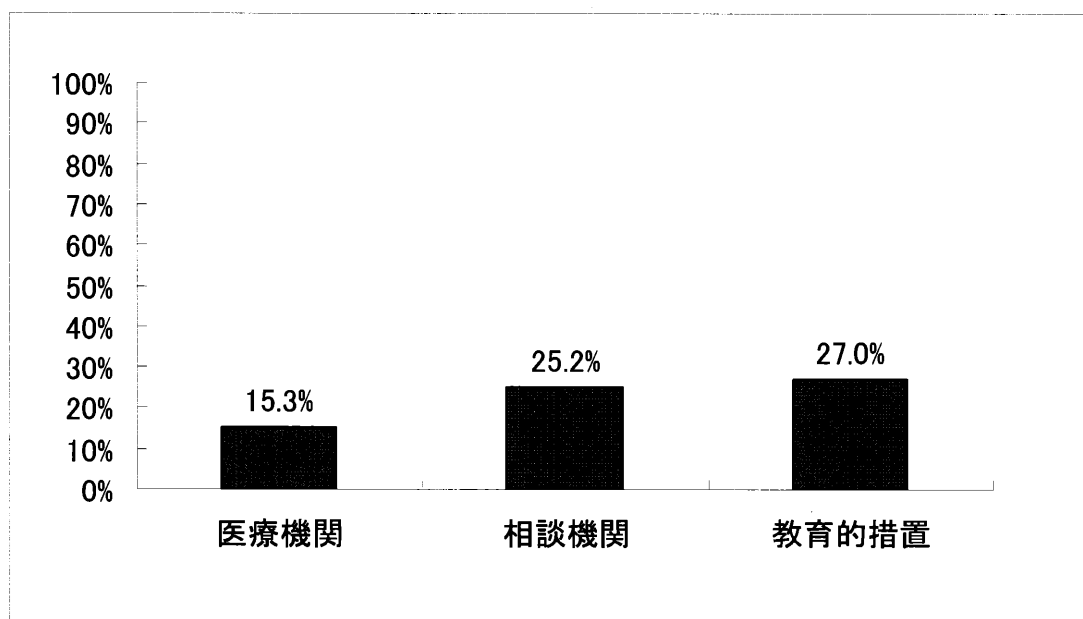
全平均 5.7%

【特別な教育的ニーズのある児童生徒のうち、関係機関につながっているケース】



<参考> 同調査17年度との比較

【特別な教育的ニーズのある児童生徒のうち、関係機関につながっているケース】



資料編 3 通級指導教室関係について

◆ 通級指導教室の状況 (H19年4月13日現在)

	言語障害		自閉症・注意欠陥多動性障害		計	
	設置校数	教室数	設置校数	教室数	設置校数	教室数
小学校	6	8	5	7	11	15
中学校	0	0	2	2	2	2
計	6	8	7	9	13	17

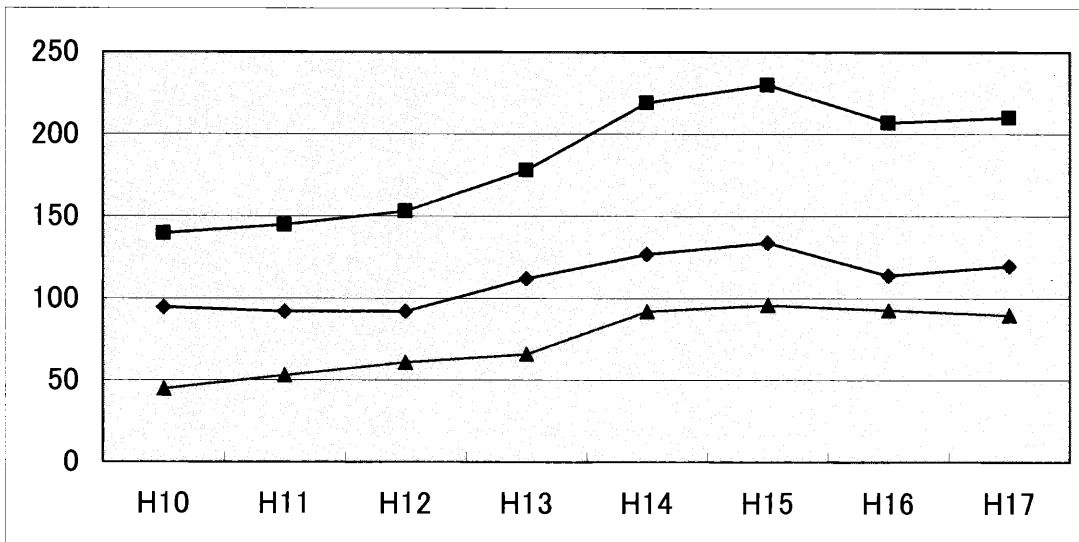
※児童生徒数は、年度途中で変動(増加)していく

◆ 通級指導教室設置学校の推移 (平成8年度～平成19年度)

(平成19年4月1日現在：小学校5校 中学校2校)

	H8	H11	H12	H13	H15	H18
小学校	中央小		明保小	雀宮東小	晃宝小	峰小
中学校		一条中				豊郷中

◆ 通級指導教室通級児童生徒数の推移 (平成10年～平成17年)



資料編 4 . . . 特別支援学級関係について . . .

(1) 特別支援学級設置の状況 (H19年4月13日現在)

<小学校>

	設置校数	学級数	児童数	児童数内訳
H19年度	46	81	319	知166,情139,難8,肢6
H18年度	40	72	305	知175,情117,難9,肢4

<中学校>

	設置校数	学級数	生徒数	生徒数内訳
H19年度	16	35	169	知114,情48,難5,肢2
H18年度	13	29	132	知85,情38,難7,肢2

市内小中学校児童生徒数及び特別支援学級在籍児童生徒数に係る
平成18年度比較

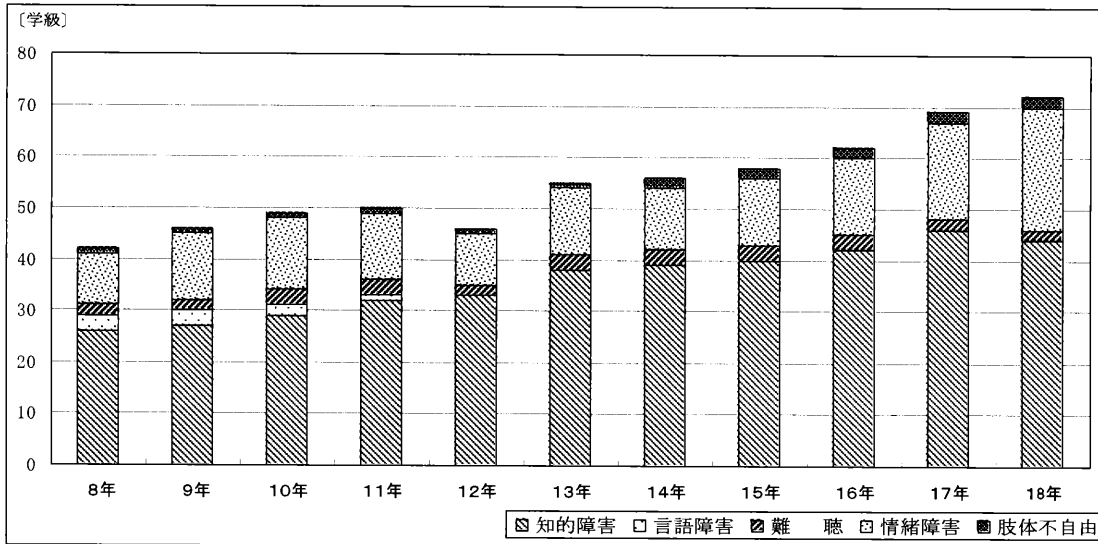
(H19年4月13日現在)

	全児童生徒数	特別支援学級 在籍児童生徒数	全児童生徒数 に対する割合	通常の 学級数	特別支援 学級数
小学校 H18 比較	27,773 (+2741)	319 (+14)	1.15% (-0.07%)	885 (+94)	81 (+9)
中学校 H18 比較	13,001 (+1251)	169 (+37)	1.30% (+0.18%)	403 (+42)	35 (+6)
計 H18 比較	40,774 (+3992)	488 (+51)	1.20% (+0.01%)	1,288 (+136)	116 (+15)

(2) 特殊学級数の推移

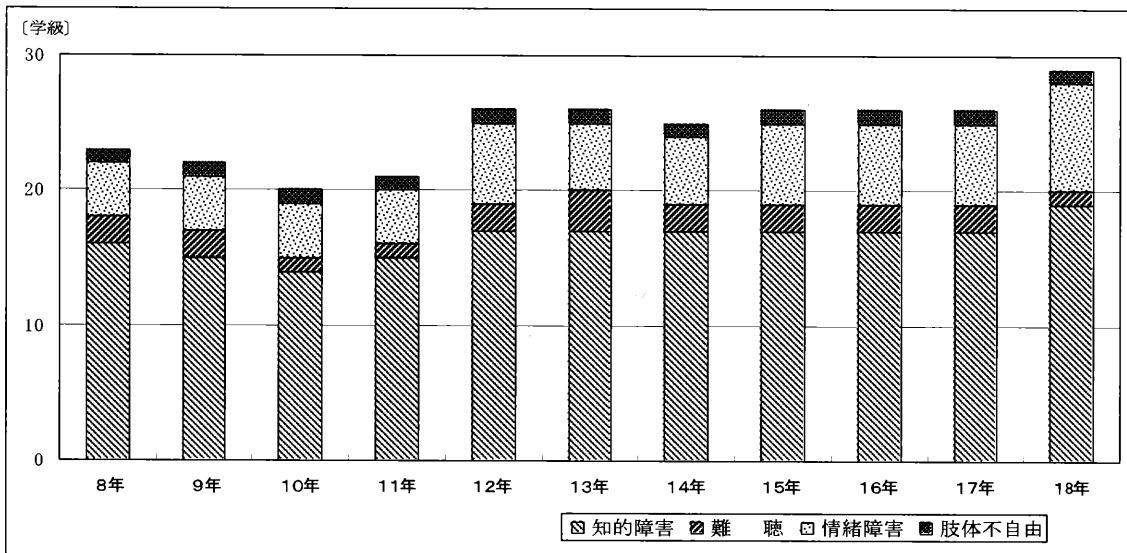
① 小学校

※言語障害特殊学級は、平成6年度、7年度に各2学級、11年度に1学級が次年度より通級指導教室に移行。



年度	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知的障害	26	27	29	32	33	38	39	40	42	46	44
言語障害	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
難聴	2	2	3	3	2	3	3	3	3	2	2
情緒障害	10	13	14	13	10	13	12	13	15	19	24
肢体不自由	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
合計	42	46	49	50	46	55	56	58	62	69	72

② 中学校

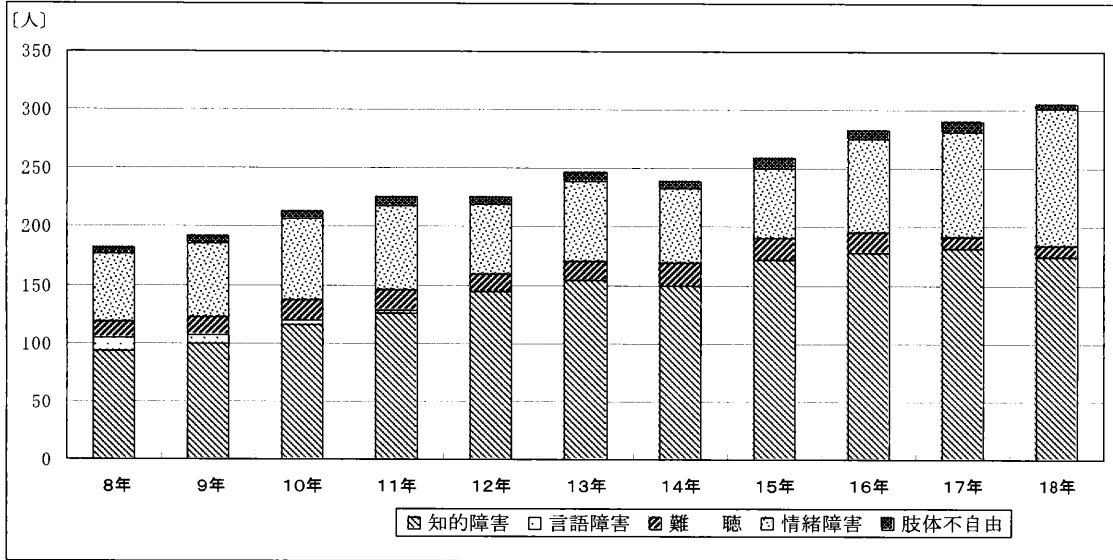


年度	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知的障害	16	15	14	15	17	17	17	17	17	17	19
難聴	2	2	1	1	2	3	2	2	2	2	1
情緒障害	4	4	4	4	6	5	5	6	6	6	8
肢体不自由	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	23	22	20	21	26	26	25	26	26	26	29

(3) 特殊学級児童・生徒数の推移

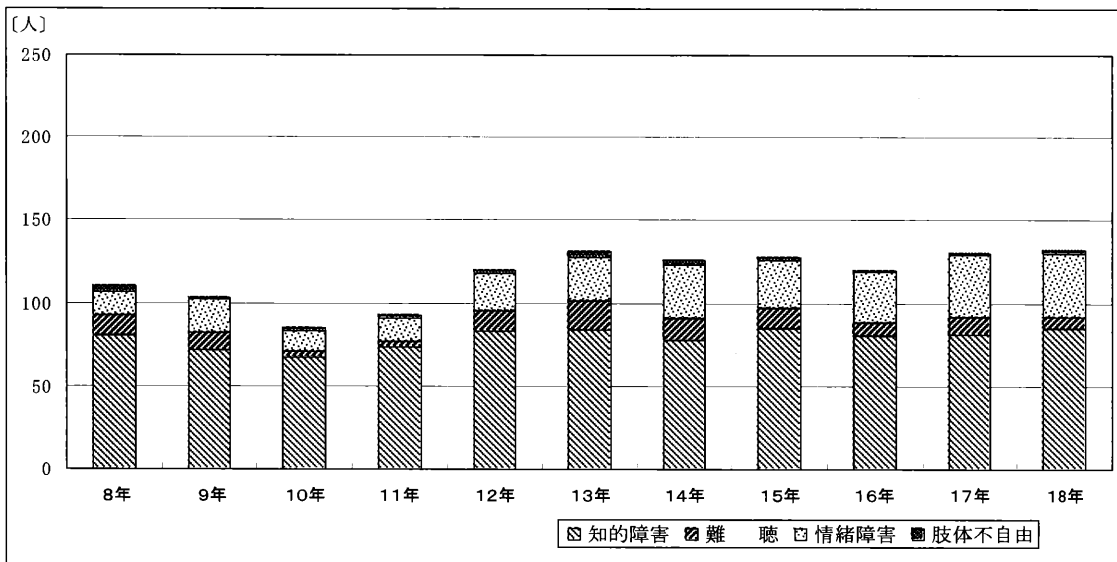
① 小学校

※言語障害特殊学級は、平成6年度、7年度に各2学級、11年度に1学級が次年度より通級指導教室に移行。



年 度	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知的障害	93	100	116	126	144	154	149	172	178	182	175
言語障害	12	7	3	2							
難 聴	13	15	18	18	15	17	20	19	18	10	9
情緒障害	59	64	70	72	60	68	64	59	79	90	117
肢体不自由	5	6	6	7	7	7	6	9	8	8	4
合 計	182	192	213	225	226	246	239	259	283	290	305

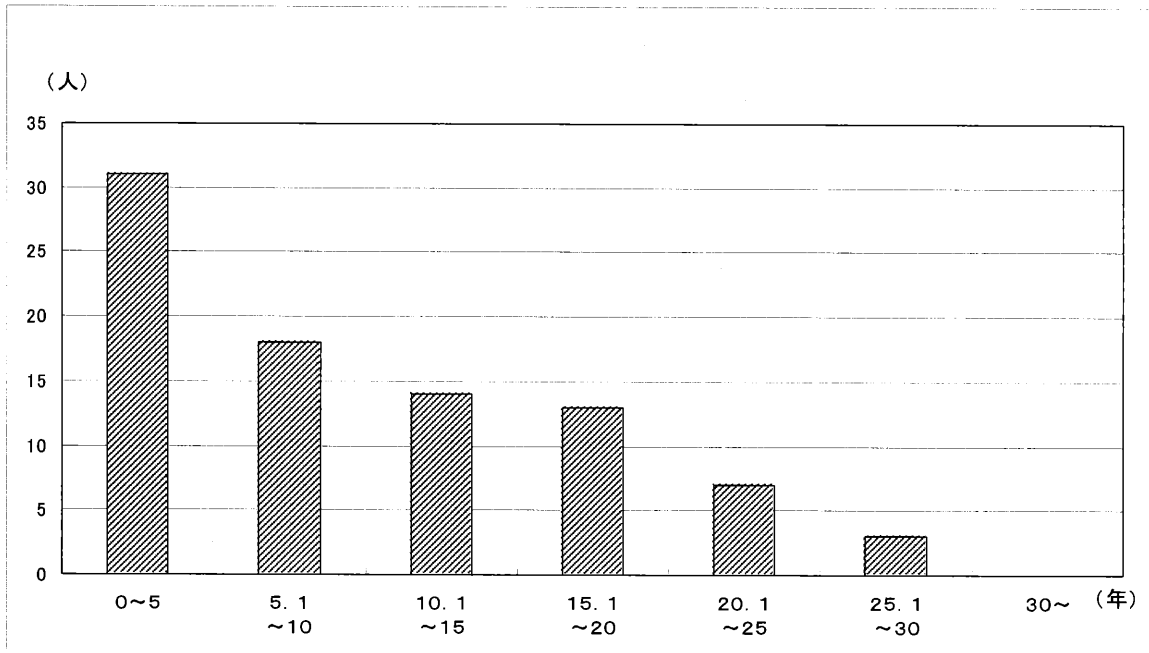
② 中学校



年 度	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知的障害	80	72	67	73	83	84	78	85	80	81	85
難 聴	13	10	4	4	12	17	13	12	8	11	7
情緒障害	14	20	12	14	23	27	32	29	31	37	38
肢体不自由	3	1	2	2	2	3	3	2	1	1	2
合 計	110	103	85	93	120	131	126	128	120	130	132

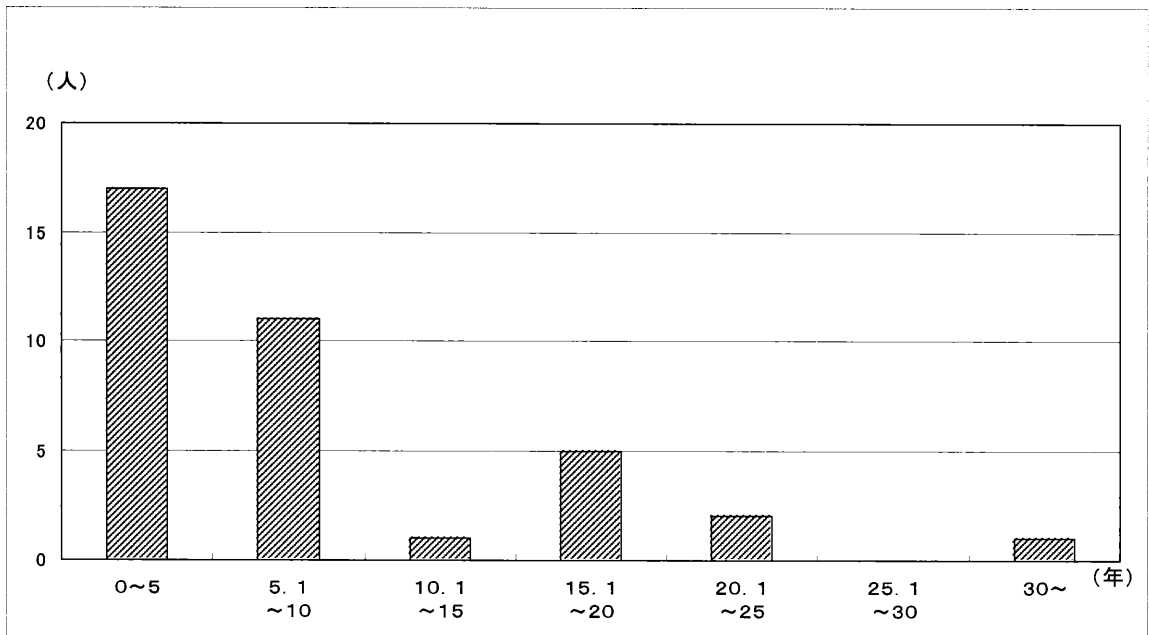
(4) 特別支援学級担任経験年数

① 小学校



年数	0~5	5.1~10	10.1~15	15.1~20	20.1~25	25.1~30	30~
人数	31	18	14	13	7	3	0

② 中学校



年数	0~5	5.1~10	10.1~15	15.1~20	20.1~25	25.1~30	30~
人数	17	11	1	5	2	0	1

(5) 交流学習の状況

(平成18年 5月 1日現在)

※ 交流学習を行っている児童・生徒数

[人]

学校		小 学 校						中 学 校					
学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計	1年	2年	3年	合 計	
学級在籍数		35	46	61	60	49	57	308	41	53	37	131	
教 科 別 の 学 習	国 語	5	1	2	1	0	1	10	1	2	3	6	
	書 写	5	7	20	13	20	20	85	0	0	0	0	
	算数・数学	4	4	3	3	3	4	21	2	3	3	8	
	生 活	10	18					28					
	社 会				18	15	16	16	65	8	4	4	16
	理 科				22	21	16	27	86	6	7	6	19
	英 語									5	5	5	15
	音 楽	15	18	31	31	27	35	157	13	10	4	27	
	図工・美術	10	11	28	30	29	29	137	8	9	5	22	
	保健体育	0	0	0	0	30	32	62	9	6	4	19	
	技術・家庭	13	15	28	28	28	38	150	12	12	0	24	
	選 択									16	15	10	41
道 徳		6	9	19	13	15	18	80	3	1	1	5	
総合的な 学習の時間		2	3	28	24	27	36	120	9	9	6	24	
特 別 活 動	学校行事	33	42	54	55	40	55	279	33	35	25	93	
	学級活動 ・指導	8	10	23	19	19	26	105	6	1	1	8	
	児童・生徒会	19	32	39	46	33	48	217	10	9	6	25	
	クラブ				1	53	36	54	144	0	0	0	
学 校 生 活	朝の会	9	9	32	22	20	24	116	5	3	1	9	
	給 食	9	11	31	22	19	24	116	5	3	1	9	
	帰りの会	18	24	36	28	24	37	167	5	2	2	9	
	休み時間	12	18	36	41	33	44	184	9	6	5	20	
	清 掃	15	25	39	34	32	45	190	5	3	2	10	
	部活動									9	8	6	23

資料編 5 . . . 教職員研修について . . .

◆ 特別支援教育に関する教職員研修の状況 (平成18年度)

ア 特別支援教育研修	2回 4月, 7月	120名参加
イ 自閉症理解研修(基礎編)	3回 6月~11月	50名参加
自閉症理解研修(応用編)	2回 12月	10名参加
ウ 特別支援教育新任担当者研修 (指導訪問を含む)	年5回 6月~10月	11名参加
エ 特別支援教育コーディネーター研修	年5回 6月~12月	80名参加

◆ 基本研修における講座の組み入れの状況 (平成18年度)

ア 初任者研修 第7日目	「特別支援教育」	
イ 教職5年目研修 第3日目	「特殊教育から特別支援教育へ」	
ウ 教職10年目研修 第3日目	「配慮を必要とする児童生徒への指導の在り方」	
エ リーダー研修	選択研修 「特別支援教育理解講座」	

(1) 特別支援学校

これまで盲・聾・養護学校は、障害の種別に応じた専門的な教育を行ってきたが、H19年度より、障害種別の学校制度から地域においてより適切かつ柔軟に支援していくための特別支援学校に移行した。地域の相談センターとして、また支援センターとしての役割を担う。

(2) 特別支援学級

平成19年4月施行の「学校教育法の一部を改正する法律」により、「特殊学級」を「特別支援学級」に名称変更。学級の障害種別は、従来どおり。

(3) 特別支援教室 ※(図1)参照 —P13—

発達障害等の傾向により、学習上・生活上に困難さがある児童生徒が、通常の学級における指導を基盤としながら、その必要性に応じ、個別的な支援等を受ける教室。

活用例1) 周りにたくさんの子がいると、気が散れ、授業に集中できなくなってしまう児童生徒⇒特別支援教室で集中してやれる時間を延ばし、自信をもたせる。

活用例2) 算数だけがどうしても苦手で、基礎を確実に積み重ねていきたい児童生徒⇒苦手な部分を特別支援教室で教わり克服を目指す。

(4) 通級指導教室

通常の学級に在籍する児童生徒で、ことばの発音や行動のコントロールなどの専門的な指導が必要な場合、通級指導教室がある学校へ週1～3時間程度通い、ニーズに応じた指導を受ける。

(5) 校内支援委員会

校内における全体的な支援体制を整えるため、学校の実状を考慮して設置する委員会。校長、副校長、教務、生徒指導主事、特別支援学級担任、対象児童生徒の担任等、学校としての支援方針を決め、支援体制を作るために必要な人たちから構成する。

(6) 特別支援教育コーディネーター

障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識やカウンセリングマインドを有する者で、学内、または、福祉・医療等の関係機関との連絡調整役、あるいは保護者に対する学校の窓口としての役割を担う者

(7) 個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校での指導における個々の指導目標や指導内容・方法等が盛り込まれたもの。教育課程の個別具体化であり、学校が主体となって作成する。

(8) 個別の支援計画と個別の教育支援計画

障害者基本計画の基本方針に示された、「障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う」ことを目指して策定されるもの。教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う意味からも必要とされている。学校も関係機関も保護者も対等な立場で協議し、支援会議で支援の役割分担をして策定する。この「個別の支援計画」の策定に当たって、学校や教育機関等が中心になる場合に「個別の教育支援計画」と呼称することとしている。

(9) 認定就学及び認定就学拠点校の整備

特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒が、小中学校での教育を希望する場合には、小中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があるか否かを検討・判断し、市内の小中学校で受け入れていく。認定就学の機会を拡充するため、市内をブロック化し、拠点校方式により計画的に整備する。

(10) 交流及び共同学習

特別支援学校と近隣の小・中学校等や地域の人たちとの間で行ったり、児童生徒が居住する地域の小・中学校等で行ったりする交流活動。障害のある子と障害のない子が、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的として行う交流と、教科等のねらいの達成を目的として行う共同学習がある。

(11) 発達障害

発達障害とは、下記の障害に類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの

- ・ LD：(学習障害)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

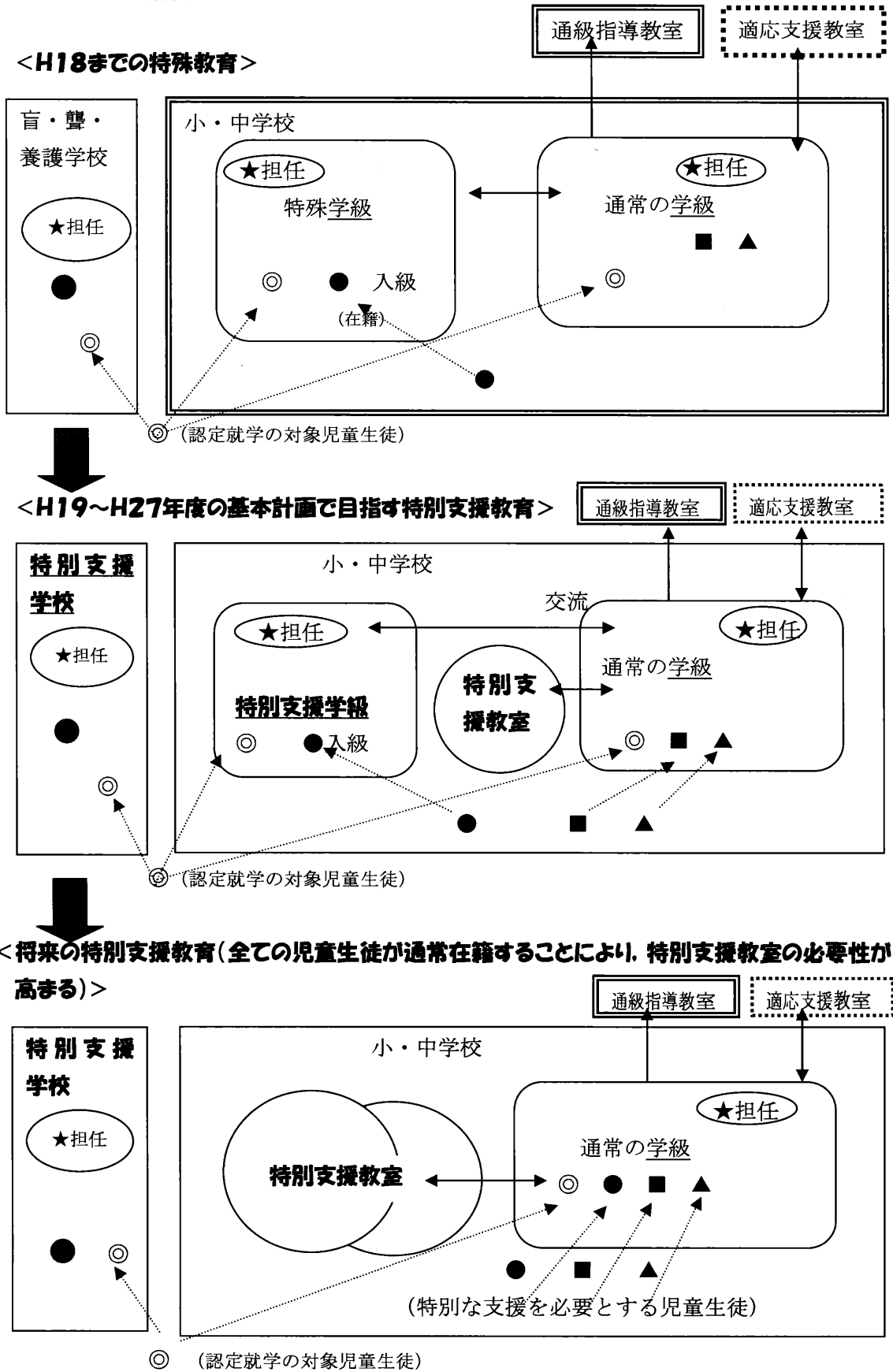
- ・ ADHD：(注意欠陥多動性障害)

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

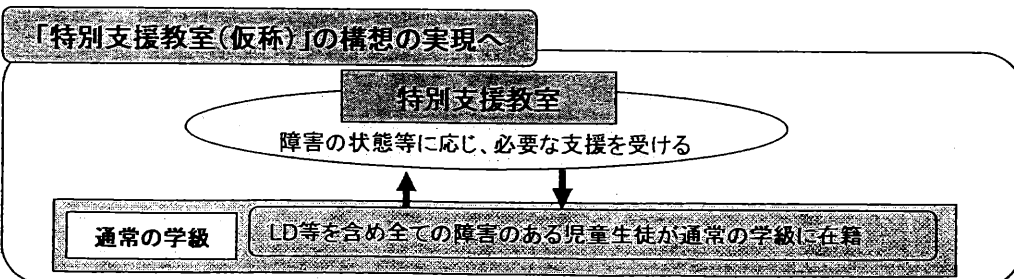
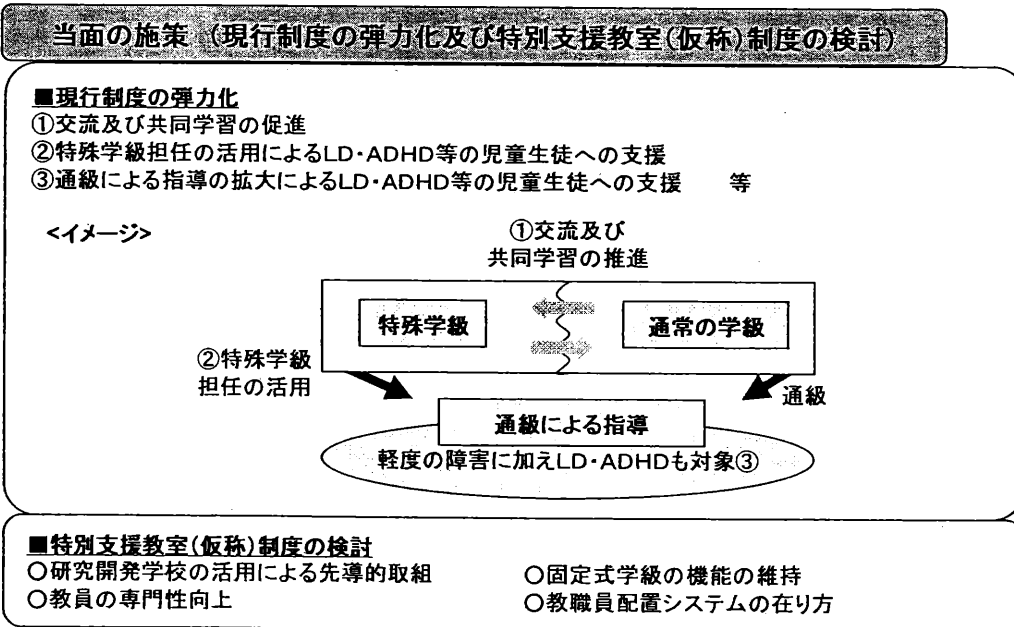
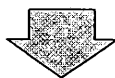
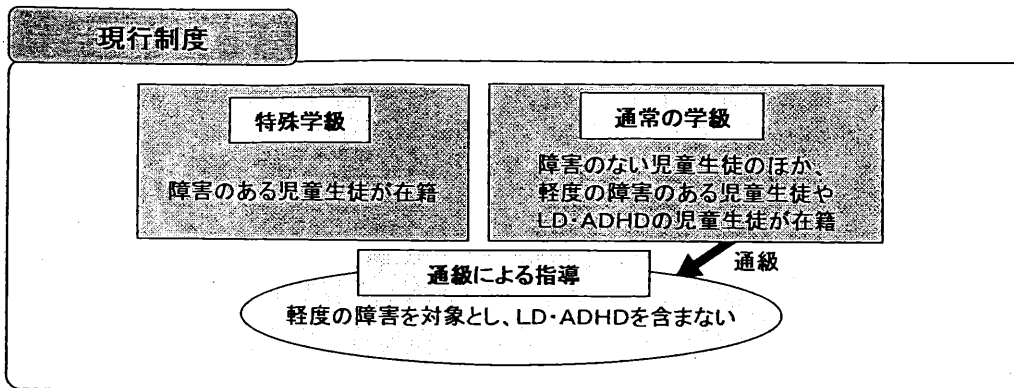
- ・ 高機能自閉症：

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。LD、ADHD、高機能自閉症ともに中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(図1) 特別支援教室のイメージ



小・中学校における特別支援教育の推進



特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)の概要

特別支援教育の理念と基本的な考え方

- 障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。

盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換。
- 「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特設支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。

小・中学校における制度的見直しについて

- 通級による指導の指導時間数及び対象となる障害種を弾力化し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに対象とする。
- 特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める。
- 「特別支援教室（仮称）」の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について、上記の取組の実施状況も踏まえ、今後検討。

(注)「特別支援教室（仮称）」とは、LD・ADHD・高機能自閉症等も含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

教員免許制度の見直しについて

- 盲・聾・養護学校の「特別支援学校」（仮称）への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教員免許状（仮称）」に転換。
- 「当分の間、盲・聾・養護学校の教員は特殊教育免許の保有を要しない」としている経過措置を、時限を設けて廃止。

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネ

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課（古川、富田、吉原）

TEL：03-5253-4111（内線3192）

03-6734-3192（直通）

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>